

個人情報/個人データの委託

ミス・間違い等もありえますので、必ず法律・GL等
原典に当たっていただけますようお願いします。

弁護士 水町雅子

<https://www.miyauchi-law.com>

メール→onesg@mizu-machi.com

<https://www.mizu-machi.com>

- ◆ 東京大学教養学部関連社会科学卒業
- ◆ みずほ情報総研入社

ITシステム設計・開発・運用、事業企画等業務に従事

- ◆ 東京大学大学院法学政治学研究科法曹養成専攻（法科大学院）修了
- ◆ 司法試験合格、法曹資格取得、第二東京弁護士会に弁護士登録
- ◆ 内閣官房社会保障改革担当室参事官補佐

マイナンバー制度立案（特にマイナンバー法立法作業、情報保護評価立案）に従事

- ◆ 個人情報保護委員会上席政策調査員

マイナンバー制度における個人情報保護業務（特にガイドライン、特定個人情報保護評価）に従事

- ◆ 首相官邸IT総合戦略本部「パーソナルデータに関する検討会」参考人

個人情報保護改正検討

- ◆ 宮内・水町IT法律事務所（旧、五番町法律事務所）共同設立、現在にいたる

その他、東京都港区・東京都足立区の情報公開・個人情報保護審査会委員、データ利活用推進会議委員、官公庁・自治体の技術審査委員、その他委員就任歴多数。

元SE（言語はPHP, Java, Perl, VB等）として、ITと法律の融合を目指す。

IT案件・情報案件（個人情報、医療データ、マイナンバー、アプリ、サービス、システム開発保守運用等々）を中心に扱う。



委託の基本

委託元・委託先間の個人データの授受は**本人同意不要**。第三者提供に該当しない。
(個人情報保護法 27条5項1号)



「**利用目的の達成に必要な範囲内**において個人データの取扱いの全部又は一部を委託することに伴って当該個人データが提供される場合」に限る

大元の利用目的：
例) クレジットカード機能および付帯サービス等の提供のため

委託先利用目的：
委託業務遂行のため

委託の例：クレジットカード会社で考えると、
クレジットカードの明細印刷・送付を印刷会社に委託
クレジットカード明細Web閲覧システムの運用・保守をITベンダーに委託
クレジットカードに関するお問合せコールセンター業務をコールセンターに委託

委託時の義務

一般イメージとのギャップ

- 一般のイメージでは、あまり委託は想定されていない。
NTTマーケティングアクトProCX、尼崎市の事例などでも、委託に驚く人も。
- しかし、現代社会において委託は頻繁に行われており、
法律上も、「**利用目的の達成に必要な範囲内**」の委託ならば、**本人同意不要**
- 委託することがある旨、プライバシーポリシーや同意書に明記する必要は必ずしもない
(明記しても当然良い)

義務

委託元：（法25） 委託先監督義務

- 委託先の選定
- 委託契約
- 取扱状況の把握

委託先：

- 受託業務にしか利用不可
- 受託業務終了後に消去・返却
- 開示等の権限なし
- 委託先も個人情報保護法上の個人情報取扱事業者であるから、利用目的の特定・公表等、安全管理措置などの法的義務は当然かかる
- 加えて、委託契約で求められる義務の履行が必要
(本来は共通化すべき)

適法な委託と偽装委託

- 「委託なら同意不要」が独り歩きし、偽装委託が悪用されたこともあった
- 委託というのは、請負や準委任など。無名契約でもいい。
- 法的にどう考えても委託と思えないものを、委託だから同意不要と安易に考える人も
- 利用目的の達成のために委託があつて、その委託のための個人情報授受という考え方なのに、逆転してしまい、個人情報を提供したいから委託にしようという発想になると基本的にダメ。



利用目的達成のために、必要な委託がある

↓
例) クレジットカード機能の提供のために
コールセンター業務を外注

その委託に伴う個人情報の提供・授受なら良い

例) コールセンター業務に必要な顧客情報の授受なら同意なしに提供・授受可



個人情報の提供・授受をしたい

↓
例) 名簿を販売したい

委託のため同意不要としよう

例) 個人情報の委託としよう

委託として認められない場合

A社

A社会員3万人のメルアド、住所

B社

B社会員300万人のメルアド、SNSアカウント

A社はA社会員のSNSアカウントを知らないが、SNSで広告したい
というか、B社から提案される場合もあった

1. A社会員メールアドレスをB社に提供
A社→B社：個人データの提供
 2. A社会員メルアドとB社会員メルアドで一致する会員を特定
B社：個人データの突合
 3. 2の会員向けにB社が持つSNSアカウント宛に広告
A社：自社では保有していなかった会員のSNSアカウントにアプローチできるようになった
(A社にはSNSアカウント情報は納品されない場合も)
- B社への「広告配信委託」に伴って本人同意不要とはならない。
A社利用目的が「広告」だとして、そのために必要な範囲内の個人データの提供ではない。
 - 消費者感情を考えれば当たり前だが、「委託なら同意不要」が独り歩きし、
これを委託で同意不要と考える企業が
 - 「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」に関するQ & A7-4Iで、
できないことが明確化された

委託として認められない場合

A社

A社会員3万人の氏名、住所

B社

B社会員300万人の氏名、住所

A社は会員住所が古くなっている可能性があるので、
フレッシュなB社データと突合して、会員最新住所を知りたい

1. A社会員氏名・住所をB社に提供
A社→B社：個人データの提供
2. A社会員氏名とB社会員氏名で一致する会員を特定（名寄せが完全にできるかという問題もあるが）
B社：個人データの突合
3. 2の会員向けにB社が持つ住所がA社が持つ住所と一致するかチェック
B社：個人データの利用
4. B社からA社に住所が一致するか否かと不一致の場合はB社が持つ住所を付加したデータを納品
B社→A社：個人データの提供
A社：自社では保有していなかった会員の最新住所を保持

- 「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」に関するQ & A 7-42で、
できないことが明確化された
- B社がオプトアウト手続（個人情報保護法27条2項）を経ていれば、オプトアウトを適法化根拠にできる

委託として認められる場合

A社

A社会員3万人の氏名、住所

B社

郵便番号を公表情報から入手

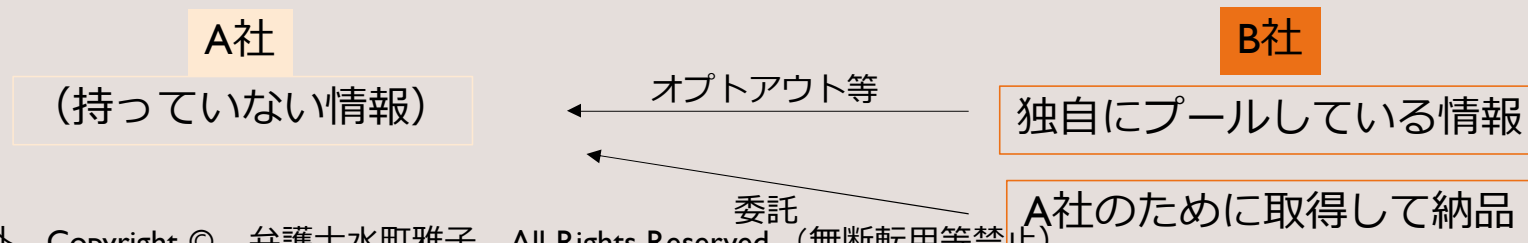
A社は会員住所に対応する郵便番号を入手したい

1. A社会員氏名・住所をB社に提供
A社→B社：個人データの提供
2. B社は住所に対応する郵便番号を公表情報から入手しデータに付加する
B社：個人データの取得、利用
3. B社からA社に郵便番号を付加したデータを納品
B社→A社：個人データの提供
A社：自社では保有していなかった会員の郵便番号を保持

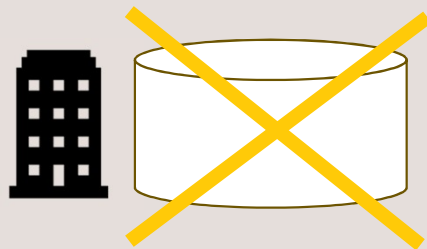
- A社は、自社内で郵便番号を付加することもできるが、作業代行としてB社を利用
- まさに「委託」
- 本人同意なくA社→B社→A社間の個人データの授受は可

応用編：取得委託

- 委託元が今持っていない個人データを委託先から、委託構成で、絶対に取得できないというわけではない。こういった点が、個人情報保護法の面白くて複雑なところ。
- 取得委託というものはある。
例) 郵便番号の付加代行、マイナンバーの収集代行、専門家情報の収集委託
- マイナンバーの収集代行の場合、委託元にマイナンバーを収集する法的根拠があって、それを委託先に代行させているに過ぎない。委託に仮装して、新たな個人データを取得するわけではない。
- 専門家情報（例、A分野に精通した専門家情報）の収集委託の場合、委託元は、自分では取得できない個人データを取得する。
 - ・ 委託先が独自にプールしている情報等の場合は、委託ではなく、オプトアウト（個人情報保護法27条2項）等の構成が取られる。
 - ・ 委託先独自プール情報ではなく、委託元のために委託先がネット検索や著書・論文リサーチなどで収集する場合、委託元手足として受託したともいえる。ただ、その場合、委託業務終了後に消去し、その委託業務以外に利用不可（他の委託先向けに使いまわせない）。

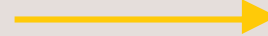


受託目的に限定



委託元

委託先では個人データを物理的に保持せず、委託先に預ける場合も



委託先

- マイナンバーの時に、「マイナンバーを一切持ちたくないから委託先に持ってもらい、自社は免責となりたい」という企業も。法律上できない。
- 物理的に手元になくても、委託元データである以上、委託元の「保有個人データ」（個人情報保護法16条4項）
- 委託元は安全管理措置義務（法23条）を負うし、委託先の監督義務（法25条）を負う。

- 委託先も委託元データに対し安全管理措置義務を負う（法23条）し、かつ委託契約を遵守して安全に管理しなければならない。
- 委託先が、手元にある委託元データを委託先のものと誤解してはダメ。受託外に使ってはダメ。
 - ×委託元データを委託先事業目的に利用
 - ×委託元データを統計情報（非個人情報）にして委託先事業目的に利用（Q&A7-38）
←委託と統計情報という使い勝手の良い2つを組み合わせてもだめということがQ&Aで明確化